商品概要説明書

ジャックス保証教育カードローン

（2020 年 10 月 1 日現在）

商品名	教育カードローン
ご利用いただける方	○ご子女が教育施設（国内の短大・大学・大学院・専門学校）に入学予定または在学中の方 ※お申込者ご本人様が入学（または在学中）の場合もご利用いただけます。 ○お借入申込時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方 ○安定継続した収入のある方 ○当ＪＡ指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方
資金使途	○就学されるご子女（またはお申込者ご本人様）の教育に関する全てのご資金 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ②新生活のお住まいにかかわる引越費用・アパート家賃等 ③在学期間中の就学者の生活費
契約金額（極度額）	○10 万円以上 700 万円以内（10 万円単位）。
契約期間	○ご契約日から１年後の応当日の属する月の２５日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡが契約更新に支障がないと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とします。 ○お借入れ期限（極度額の範囲内で随時お借入れができる期間の満了日となります。）は、次のいずれか早く到来する日とします。 ①就学者の卒業予定年月の２５日（休日の場合は翌営業日。） ②ご契約者が満７０歳に達する年の当ＪＡ所定の日 ○お借入れ期間経過後、お借入れ元金の返済期間（約定返済期間）となります。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率には保証料を含みます。 ○利率はＪＡ所定とします。 詳細は、当ＪＡ融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金ご返済の据置 お借入れ期間中はお借り入元金の返済を据え置きし、お利息（保証料を含みます。）のみを毎月２５日（休日の場合は翌営業日）にご返済いただきます。 ○元金ご返済期間（約定返済期間） 毎月２５日を約定返済日とし、約定返済日（休日の場合は翌営業日）にお利

<table>
<tr><td></td><td>息（保証料を含みます。）と契約金額（お借入れ極度額）に応じた約定返済元金をご返済いただきます。
契約金額ごとのご返済額は次のとおりです。
<table>
<tr><th>契約金額（お借入れ極度額）</th><th>ご返済額（約定返済元金＋利息）</th></tr>
<tr><td>10 万円以上 70 万円以下</td><td>1 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>80 万円以上 150 万円以下</td><td>2 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>160 万円以上 230 万円以下</td><td>3 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>240 万円以上 300 万円以下</td><td>4 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>310 万円以上 380 万円以下</td><td>5 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>390 万円以上 460 万円以下</td><td>6 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>470 万円以上 530 万円以下</td><td>7 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>540 万円以上 610 万円以下</td><td>8 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>620 万円以上 690 万円以下</td><td>9 万円 ＋ 利息</td></tr>
<tr><td>700 万円</td><td>10 万円 ＋ 利息</td></tr>
</table>
○任意返済
毎月の約定返済のほかに、当ＪＡの窓口あるいはＡＴＭ(注)からお借入れ(貸越)専用口座へ随時ご入金いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回約定返済日に約定返済額をご返済いただきます。
（注）ＪＡの組合員の資格のない方につきましては、ＡＴＭからのご返済金額に制限がございますので、ご注意ください。</td></tr>
<tr><td>利息の計算方法</td><td>○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ＡＴＭをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署(注)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
（注）担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。
また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当ＪＡ担当部署(注)またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。</td></tr>
</table>

	（注）担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　紛争解決センター　（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

長野県ＪＡバンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 信州諏訪 金融部 融資課 （電話：0266-57-8000）